|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和　４年　６月　７日　９時　００分　受理 | | 受付順位　１ |
|  | |  |
| 提出者に対する質疑通告書  　藤枝市議会議長　　山根　一　様  藤枝市議会議員　９番　石　井　通　春 | | |
| 議案番号 | 質　　　　疑　　　　事　　　　項 | |
| 第49号議案  藤枝市立総合病院  使用料及び手数料  条例の一部を改正  する条例 | ＜紹介状なしの患者に対する特別初診料  　　　　　　　　5,500円から7,700円への値上げ＞  　診療報酬改定に基づく値上げであり市にとって義務的なものであるが、市民の立場で下記質疑します。  １：受診の抑制効果  　救急患者などは当然例外扱いとなるが、市民から見れば7,700円という金額がかなり印象に残る。重症となっても受診を抑制する逆の“効果”が生じてしまう事に対し、市民への周知をどう行うのか。  ２：国は医療機関の判断により、徴収の対象外になる患者として10の場合（労働災害の患者や特定健診により精密検査指示を受けた患者など）を挙げているが、これまでの適用と条例改正後の適用に違いはあるか。  ３：平成29年度からこれまでの1,620円から一気に5,500円と値上げされた際に、その理由として言われたのが「医療機関の機能分化」（大病院と中小診療所が連携しながら異なる機能を担う）「医師の疲弊防止」だが、この値上げによってそれが達成された上での今回の更なる値上げか。  数値で示すと、市立病院の外来患者は大半が紹介状の要らない再診患者である（延べ患者数248234人、うち初診患者16,239人、紹介率73.9％。令和2年決算）つまり紹介状を持たない患者は約4,238人、全体の1%に過ぎない。この数値から見ても値上げしたところで機能分化や医師の疲弊防止は進まないのではないか。  ４：今回の値上げ幅部分は保険適用外となった。条例改正による病院の利益はあるのか。 | |